

令和5年3月8日

地上基幹放送局の再免許等に関する諸規定に係る意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

総務省は、令和5年の基幹放送局の免許及び再免許並びに地上基幹放送の業務の認定に向けて、当該再免許等に関する諸規定について、令和5年1月24日から同年2月22日までの間、意見を募集しました。その結果、6件の意見の提出がありましたので、提出された意見及び意見に対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、電波法施行規則等の一部を改正する省令案のうち電波法（昭和25年法律第131号）第99条の11第1項第1号に規定されている諮問事項について、本日、電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）に諮問し、原案のとおりとすることが適当である旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに省令の整備を行う予定です。

1 改正の背景

基幹放送局の免許等の有効期間は原則5年となっており、現行の免許は令和5年10月31日をもって有効期間が満了する（コミュニティ放送を行うものを除く。）ことから、その申請の受付及び審査に向けて、所要の規定等整備を行うものです。

2 意見募集の結果

提出された意見及び意見に対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。意見募集の結果を踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令案のうち電波法第99条の11第1項第1号に規定されている諮問事項について、本日、電波監理審議会に諮問したところ、原案のとおりとすることが適当である旨の答申を受けました。

3 今後の予定

総務省においては、電波監理審議会の答申及び意見募集の結果を踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令の整備を行います。

また、意見募集の結果等を踏まえ、「地上基幹放送局の再免許等の審査について」の公表を行います。

<関係報道資料>

- 地上基幹放送局の再免許等に関する諸規定に係る意見募集（令和5年1月23日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000305.html

（連絡先）

情報流通行政局 地上放送課

担当：竹村課長補佐、橋本係長、高木主査、
千葉官、吉原官

電話：03-5253-5793

「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等についてに係る意見募集」 に対して提出された意見と総務省の考え方

1 意見募集期間

令和5年1月24日(火)から同年2月22日(水)まで

2 意見提出者(合計6者)

- (1) 放送事業者(3者)
東海テレビ放送株式会社
株式会社フジテレビジョン
株式会社テレビ朝日
- (2) 団体(1者)
一般社団法人日本民間放送連盟
- (3) 個人(2者)

3 提出された意見と総務省の考え方

別添のとおり

「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等についてに係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

別添

番号	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
地上基幹放送局の再免許等の審査について				
1 再免許等の審査				
(3) 外資規制・マスメディア集中排除原則				
01	個人	外資比率のチェックは、直接の株主だけでなく、間接的な株主の構成についてもしっかりやってほしいものです。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
2 再免許等の条件				
(1) 外資規制				
02	個人	外資比率のチェックは、直接の株主だけでなく、間接的な株主の構成についてもしっかりやってほしいものです。(再掲)	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
(3) 教育・教養番組の割合				
03	個人	<p>「(3) テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上(総合放送を行うものに限る。日本放送協会の教育放送の場合は、「教育番組75%以上、教養番組15%以上」とする。)を確保するための体制を整備すること。」について4点申し上げる。</p> <p><意見1> 1つの番組が複数の番組種別を兼ねることがよく見られるが、そのような場合の放送時間の計算の取り扱いについて明示すべきである。</p> <p><意見2> 児童向けではないアニメ番組やドラマの中にも、友情・愛情・奉仕の精神など情操について大人が学ぶことができるものがあるから、社会教育の一環として教育番組として認められるべきである。</p> <p><意見3> 番組種別の設定は放送事業者が第一次的に策定し、その後視聴者が放送を視聴して判断がなされることに委ねられるべきものであり、今回の制定でいやしくも国が放送事業者(NHKは除く)の番組種別設定に安易に干渉することは許されるべきものではない。</p> <p><意見4> 公共放送と民間放送の二元体制を今後も採用することを踏まえるとともに、NHKが国民の受信料によって運営される公共性の高い組織であることを踏まえ、NHKの総合テレビジョン放送については、教養番組は25%以上とすべきである。また、報道番組について、定量的な基準までは求めないが、現状22時以降の放送時間が民放に比べて少ないと思われるから、1日を通してまんべんなく放送時間が確保されることが望ましい旨を明記すべきである。</p>	再免許等に当たっての条件については、再免許等に係る実際の申請内容等を踏まえて行います。いただいたご意見は、その際の参考とさせていただきます。 なお、番組種別については放送事業者が自ら定めるものであり、本案により総務省が番組種別の設定に干渉するものではありません。	無

「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等についてに係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

04	一般社団法人日本民間放送連盟	<p>地上基幹放送局の再免許等に向けて示された「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等について」および「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」については、次の修正要望1件を除き、妥当なものと考えます。</p> <p>なお前回2018年の地上基幹放送局の再免許の時点から、コロナ禍を経て、行政の事務手続きの簡素化・合理化が大きく進展していることなどを踏まえ、再免許等の申請の実務においては、提出資料をできる限り簡素化するなど、申請者の負担軽減を図っていただきたいと考えます。</p> <p>また総務省においては、再免許等の申請に関して事前に相談があった場合、申請者の事情等を丁寧に把握し、対応していただきたいと考えます。</p> <p>放送法は「放送の自律」を保障（第1条第2号）し、「放送番組編集の自由」（第3条）を規定しています。</p> <p>テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送にあたり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する旨の免許条件を付すとの考え方が示されていますが、放送法の趣旨からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則と考えます。</p> <p>また「放送番組の種別の公表」制度に沿って、総合編成のテレビ放送事業者は番組種別や放送時間を半年ごとに公表していることから、番組調和の履行状況の透明性は、制度的に確保されていると見做されます。</p> <p>したがって同免許条件を付すことは不要と考えますので、削除するよう要望します。</p>	<p>再免許等に当たっての条件については、再免許等に係る実際の申請内容等を踏まえて行います。いただいたご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本免許条件は、地上テレビ放送についてこれまで長年にわたって設けられてきていることや、国民生活における教育番組・教養番組の重要性等を十分に勘案することが必要と考えます。</p>	無
05	東海テレビ放送株式会社	<p>・放送法第一条2項では「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」と放送の自律を保障し、第3条では「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と放送番組編集の自由について規定しています。</p> <p>今回新たに付す条件として『テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、「教育番組10%以上、教養番組20%以上」を確保するための体制を整備すること』との考え方が示されています。しかし、放送法の趣旨からすると、各番組種別の具体的比率は放送事業者の自主自律に任せるものであると考えます。また放送番組の種別については放送法に基づき改編期ごとに公表していることから、上記条件を付すことは不要と考えますので、削除するよう要望します。</p>		無
06	株式会社フジテレビジョン	<p>2 再免許等の条件「（3）テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保するための体制を整備すること」について、放送番組には番組調和原則によって、種別ごとの放送時間を公表する義務が課せられており、その運用状況が確認できる状態にある以上、改めて再免許の条件とする必要はないと考えます。放送番組の編集の自由の観点からすれば、番組種別の具体的な比率は放送事業者の自主的な判断に委ねられるべきものであり、削除を要望します。</p>		無
07	株式会社テレビ朝日	<p>○放送番組の編集及び放送の比率は、放送事業者が自律的かつ柔軟に決定できることが原則であり、「放送番組の種別の公表制度」に沿って、番組種別や放送時間を春・秋の改編期ごとに公表しており、「番組調和原則」の履行に関する透明性は、制度的に確保されております。</p> <p>○よって、再免許等の条件として、『テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること』と付すことは不要であると考えます。</p>		無
その他				
08	一般社団法人日本民間放送連盟	<p>地上基幹放送局の再免許等に向けて示された「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等について」および「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」については、次の修正要望1件を除き、妥当なものと考えます。</p> <p>なお前回2018年の地上基幹放送局の再免許の時点から、コロナ禍を経て、行政の事務手続きの簡素化・合理化が大きく進展していることなどを踏まえ、再免許等の申請の実務においては、提出資料をできる限り簡素化するなど、申請者の負担軽減を図っていただきたいと考えます。</p> <p>また総務省においては、再免許等の申請に関して事前に相談があった場合、申請者の事情等を丁寧に把握し、対応していただきたいと考えます。（再掲）</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、再免許等申請の提出資料の一部の省略について検討を行います。</p>	無
09	株式会社テレビ朝日	<p>○再免許申請の実務については、提出資料をできる限り簡素化するなど、申請者の負担軽減を図るよう要望いたします。</p>		無

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。